

医療費通知を受け取られた方へ

医療費通知とは

あなたがかかれた病院や薬局等の医療機関名と通院（入院）日数とそのときにかかった医療費の総額とご自身の負担相当額が記載されている通知書です。

広域連合は、医療機関が医療費を正しく請求しているかを、第三者機関を通して審査しております。しかし、診療回数等こちらで把握できない部分については、被保険者の皆様の目で確認していただく以外には確認する方法がありません。医療機関からの請求内容に間違いがないかを確認していただくことで、後期高齢者医療制度の健全な運営を図ります。

医療費通知の見方

診療年月

- ・医療費の請求につきましては、第三者機関による審査を経て行われるため、通知内容の期間は3～8ヶ月以前のものになります。
- ・なお、医療機関等の請求遅れ等により、医療費通知に表示されない場合があります。

診療区分

- ・医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復、鍼灸、マッサージのいずれかが記載されています。
- ・また、医科と歯科の場合は、入院か外来かの区分も記載されています。

日 数

- ・あなたが医療機関等で入院（通院）された日数が記載されています。
- ・電話等で病状診断を受けた場合も含まれています。

医療費の総額

- ・保険診療の対象となった費用の総額（10割）が記載されています。あなたが医療機関等の窓口で負担した額ではありません。
- ・薬の容器代、往診時の車代、健康診断料、診断書料、入院時の室料差額、歯科保険外診療などの保険給付以外の費用及び食事・生活療養費の額は含まれていません。

自己負担相当額

- ・医療費の総額のうち9割（所得が一定以上の世帯に属する方は7割）に相当する額が後期高齢者医療保険から医療機関等へ支払われています。残りの1割（又は3割）に相当する額が自己負担相当額となります。
※ただし、自己負担限度額を超えている場合は限度額が記載されています。

入院時食事代等負担額

- ・あなたが入院期間中の食事代として負担した金額です。
- ・療養病床に入院された方は居住費も含まれています。

よくあるご質問

◆医療費控除の申告に使えますか？

平成29年度税制改正により、平成30年1月1日以後に提出する確定申告（平成29年分以後）から取り扱いが変更となりました。

今回送付した医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。（この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。）

また、本医療費通知の自己負担相当額は、実際にご自身が医療機関等で負担された額と異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、高額療養費がある場合など）があります。こうした場合には、例えば、自己負担相当額の欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆再発行はできますか？

お住まいの市町窓口（またはホームページ上）に届出書がありますので、ご提出ください。（電話、口頭は不可。）

再発行については、原則として受付後に本人宛に郵送いたします。

※本人と届出人が異なる場合やお急ぎで必要な場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先

この医療費通知は、あなたの受診分のお知らせであり、請求書ではありません。医療費通知の記載内容にご不明な点がございましたら、本広域連合までご連絡ください。

山口県後期高齢者医療広域連合事務局
業務課 医療給付係
TEL 083-921-7113

